

(2)乳幼児健康診査については、次のとおりとし、健診は6ヶ月間隔で実施することとします。

- ①3ヶ月児健康診査 ⇨ 本所において月2回実施します。
- ②7ヶ月児健康相談 ⇨ 本所において月2回実施します。
- ③1歳児健康診査 ⇨ 本所において月1回実施します。

支所においては、1歳6ヶ月児、2歳児、2歳6ヶ月児、3歳児の健診と同時とし、月1回実施します。なお、伊香保は本所、小野上は子持支所で実施します。

- ④1歳6ヶ月児健康診査
 - ⑤2歳児歯科健康診査
 - ⑥2歳児6ヶ月歯科健康診査
 - ⑦3歳児健康診査
- ⇨ 1歳児健康診査と同じ

- ⑧フッ素塗布 ⇨ 1歳6ヶ月児健診から3歳児健診までの間、希望者に、6ヶ月間隔で4回実施します。

4 予防接種

- (1)ポリオ ⇨ 春秋実施。本所10回、支所6回(各支所2回)。伊香保は本所、小野上は子持支所で実施します。
- (2)BCG ⇨ 本所において月2回実施し、支所では実施しません。3ヶ月児健康診査と併せて実施します。

【個人負担】

個人負担額は、医療費の自己負担を参考に、費用の概ね3割を目処に算定して、平成18年度から新市共通の額を負担していただきます。

報告第39号 協議項目24-10「交通関係事業の取扱い」について

平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された「交通関係事業の取扱い」の調整方針に基づき、引き続き検討を行った結果を報告しました。



交通関係事業について

調整方針	1 バス運行については、合併時は現行のとおりとする。 2 バス利用促進対策については、合併時に統一する。
調整結果	2 バス利用促進対策については、高齢者の足を確保するため、渋川市の例により、65歳以上の市内在住者に、群馬県共通バスカード及び回数券購入費用の一部を補助するものとする。

【調整理由】 渋川市、赤城村及び北橋村に制度があるが、渋川市の制度が、利用者に一番有利であるため。

報告第40号 協議項目24-12「各種福祉制度の取扱い」について

平成16年9月24日開催の第1回合併協議会において決定された「各種福祉制度の取扱い」の調整方針に基づき、引き続き検討を行った結果を報告しました。

各種福祉制度について

調整方針	1 各種福祉制度については、次のとおり調整する。 (2) 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整する。
------	--

障害者福祉、高齢者福祉及び児童福祉の各種福祉事業については、次のとおり合併時に廃止する事業以外は、現行どおり実施又は、合併後に統合又は再編することとしました。

【合併時に廃止する福祉事業】

項 目	調整の具体的内容
身体障害者援護事業	
市町村有施設利用券事業	1 町のみの事業であり、均衡を図るため。 《伊香保町内施設利用料減免に対する証明「寿カード」の発行》
民間保育所補助事業	
社会福祉法人運営費補助事業	入所定員増による運営費増、一時保育・延長保育等の特別保育事業等の取組み強化により国・県補助事業を活用できるため「事務費等に充当するものとする」とされていた当初の目的が達成されたため。 《保育所を設置・経営する社会福祉法人に対し、運営費の一部を補助。》
児童福祉	
小学校入学児童記念品配布	1 町のみの事業であり、他市村との均衡をはかるため廃止し、他の子育て支援事業の充実を図る。 《小学校入学児童ヘランドセル配布。》
母子家庭等入学祝金給付事業	国による就労支援施策、母子・寡婦福祉貸付金、教委部局による準要保護制度等、母子家庭を支援する制度が充実してきたため。 《母子・父子家庭の児童並びに父母のない児童へ小中学校入学時に祝金を贈る。》
交通遺児手当	3 月分まで支給する。 1 市のみの事業であり、対象者も少なく、交通遺児育英会等の制度が充実しているため。 《入学祝金20,000円、月額2,000円を支給。》
特殊児童生徒就学援助金	3 月分まで支給する。特殊教育就学奨励費として国の制度が充実しているため。
在宅介護支援事業	
デイサービス・デイケア通所移送費補助事業	新市の対応により不要となるため。 《要介護者の通所施設への移送費支払に対する補助。》
介護予防の推進	
デイサービスセンター温泉宅配事業	他町村との均衡を図るため。 《市内デイサービスセンター2カ所に週1回渋川温泉を配達》
ひとり暮らし老人一声運動事業	在宅介護支援センターの活動により高齢者の実態把握が可能となったため。 《ひとり暮らし高齢者宅への訪問による安否等確認。》